

平成 27 年第 4 回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成 27 年 4 月 11 日（土）午前 10 時 00 分
- 2 開催場所 三種町役場 第 2 会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦 書記 清水 真
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - （1）報告第 9 号 専決処分した事項の報告について（候補者の氏名等掲示順序の決定）
 - （2）報告第 10 号 専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）
 - （3）議案第 25 号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

午前 9 時 55 分

木村書記長 おはようございます。若干時間早いようですが、皆さんお揃いですので、只今から平成 27 年第 4 回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

はじめに、委員長の方から挨拶をお願い致します。

近藤委員長 どうも、おはようございます。

いよいよ明日投票日ということでございます。

今日の案件は、3 件程ございますけれども、どうぞよろしくご審議の程お願い致しまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、さっそく会議を始めさせていただきます。

本日の会議録の署名委員ということで、田村委員と川田委員にお願い致します。

それでは、案件の報告第 9 号「専決処分した事項の報告について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第 9 号「専決処分した事項の報告について（候補者の氏名等掲示順序の決定）」。

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等掲示順序を公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により、次のとおりくじをもって決定した。

以下、掲示順序と氏名を読み上げます。

- 1 番 佐藤 のぶき
- 2 番 高橋 たけひろ
- 3 番 中田 じゅん
- 4 番 能登 祐一
- 5 番 うすい 司
- 6 番 吉方 せいげん

内容について説明致しますと、今回の選挙におきまして、投票記載所に掲示する氏名掲示の順序につきましては、告示日 4 月 3 日（金）午後 5 時 3 0 分からくじを行い、ご覧のとおり決定しております。

くじの施行記録につきましては、次の 2 頁に記載しております。

施行方法につきましては、候補者の数だけの番号を付した玉を抽せん器に入れ、届出番号順に抽せんを行い、それぞれの候補者の分として取り出した抽せん番号をもって掲示順序としております。

これに従いまして、4 月 4 日からスタートしております期日前投票と明日の氏名掲示を作成しております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

川田委員 届出順位についても、抽せんがあると思っていましたが。

清水書記 はい、そうです。

川田委員 わかりました。

川田委員 ありません。

近藤委員長 はい。特に無いとのことですが、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、報告第 9 号は、原案どおり承認と致します。

近藤委員長 次に、報告第 1 0 号「専決処分した事項の報告について」ということで説明の方お願い致します。

清水書記 報告第 1 0 号「専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）」について。

平成 2 7 年 4 月 1 2 日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区の開票立会人を公職選挙法第 6 2 条第 2 項の規定に基づき次のとおり選任した。

以下、候補者名と開票立会人氏名を読み上げます。

候補者	中田じゅん	立会人	
候補者	うすい司	立会人	
候補者	能登祐一	立会人	
候補者	佐藤のぶき	立会人	
候補者	吉方せいげん	立会人	

内容について、説明致します。

開票立会人につきましては、公職選挙法の規定により、選挙期
日前3日までに届出を受けることになっており、4月9日（木）
午後5時まで受け付けを行いました結果、届出のあった者はご覧
の5名でございました。

開票立会人の人数につきましては、公職選挙法で3名以上10
人以内、かつ、同じ政党の候補者からの届出は2名までとなって
おりますが、いずれにつきましても、その範囲内でありましたこ
とから、届出のあった者を直ちに選任しております。

以上、報告致します。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、
お願い致します。

川田委員 特別ありません。

近藤委員長 はい。特に無いということですが、報告第10号を原案どおり
承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、報告第10号を原案どおり承認致します。

近藤委員長 議案第25号「選挙人名簿から抹消することについて」。説明を
お願いします。

清水書記 議案第25号「選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)」。
公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を選挙人名簿から
抹消する。

内容について、説明致します。

本日の登録抹消につきましては、先回の4月2日の委員会でご
審議いただきました選挙時登録日4月2日から昨日までの死亡と
転出4カ月経過の抹消を行うものでございます。

まず、1の死亡抹消者につきましては、4月2日から昨日4月
10日までに死亡の届出があった者で、人数は男6人、女4人、
計10人となっております。

次に、2の転出抹消者であります。死亡抹消と同様、4月2日から昨日4月10日までの間に転出4カ月経過となった者、転出日で申し上げますと平成26年12月2日から12月10日までの者が対象でございます。

転出抹消の人数は、男2人、女2人、計4人となっております。

よって、本日の抹消者総数は、男8人、女6人、合計で14人でございます。

別紙の名簿をご覧ください。

まず、1頁が死亡抹消でございますが、対象は、「死亡年月日」の欄が4月2日から4月10日まで、ご覧の10人の抹消でございます。

なお、3番につきましては、2月10日の死亡の届出が4月6日に行われたため、今回の計上となっております。

次に2頁の転出抹消の方をご覧ください。

転出抹消は、選挙時登録の4月2日から昨日までに転出4カ月経過となった者で、「住民でなくなった年月日」の欄、これは転出届出日でございますが、平成26年12月2日から12月10日までの間の者が、本日、転出4カ月抹消となっております。人数は、4人でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の方もご確認いただき、ご意見等ございましたら、お願い致します。

近藤委員長 古い資料を調べてきましたが、前回の選挙より千人くらい減っていますね。

清水書記 はい。4年でほぼ千人減となっております。

近藤委員長 これからますます加速していくかもしれませんね。

加賀谷委員 亡くなる人が多くて、生まれる子どもが少ないですからね。

近藤委員長 皆さん、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第25号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 議案第25号は、原案どおり決定と致します。

以上で議案審議の方は終わりました。

「その他」としまして、事務局の方からお願いします。

清水書記 （選挙当日の有権者数、県議選についての情報提供、期日前投票
の状況、選挙当日の従事内容について説明）

近藤委員長 委員の皆さんから何かございませんか。
 （「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、これで今日の委員会は閉会と致します。
 お疲れさまでした。

午前 10 時 34 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____